

「中山間地域等」の該当区域について

平成22年5月18日

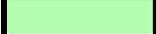
「特別地域加算」の該当区域 = 

- ・ 山村振興法の対象区域（下表「山村振興法」）
- ・ 厚生労働大臣が別に定める区域（八頭町の小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘、日下部（旧八東町）^(*)）

「中山間地域等」の該当区域 = 

下記の地域のうち、「特別地域加算」の対象区域を除く区域

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法の対象区域（下表「過疎法」）
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の対象区域（下表「特定農山村法」）
- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の対象区域（下表「辺地法」）

H22.4.1～追加区域 

根拠法 市町村	山村振興法	過疎法	特定農山村法	辺地法
	区域(旧町村)名		区域(旧町村)名	区域(旧町村)名
鳥取市	(旧鳥取市)神戸、東郷、明治 (旧国府町)成器、大茅 (旧河原町)西郷 (旧用瀬町)大村、社 旧佐治村の区域 (旧鹿野町)小鷲河 (旧青谷町)日置、勝部	旧用瀬町の区域 旧佐治村の区域 旧青谷町の区域	(旧鳥取市)神戸、東郷、明治 旧国府町の区域 旧河原町の区域 旧用瀬町の区域 旧佐治村の区域 旧鹿野町の区域 旧青谷町の区域	(旧鳥取市)奥細見、高路、河内、岩坪 (旧国府町)雨滝、大石、栃本、上地、荒舟、神護 (旧河原町)神馬 (旧用瀬町)江波 (旧佐治村)津無、奥佐治 (旧鹿野町)河内 (旧青谷町)絹見
倉吉市	(旧関金町)矢込、山守		(旧倉吉市)上井 旧関金町の区域	(旧倉吉市)河来見、上大立、立見、高城南部、長谷、倅谷
岩美町	小田、東、蒲生	全域	全域	外邑、池谷、蒲生
八頭町	(旧郡家町)上私都 (旧船岡町)大伊 (旧八東町)八東、舟比	旧八東町の区域 (*)	全域	(旧郡家町)落岩、福地、野町、麻生・山志谷 (旧船岡町)大江、西谷、三槻・志子部つく米、中原、大野、小船
若桜町	全域	全域	全域	諸鹿、吉川、つく米、中原、大野、小船
智頭町	全域	全域	全域	芦津、駒帰、新田
湯梨浜町		旧泊村の区域	(旧羽合町)橋津、宇野 旧東郷町の区域	
三朝町	三徳、小鹿、旭、竹田	全域	全域	竹田A、竹田B、竹田C、旭、旭C、旭D、小鹿、小鹿B、東小鹿、三徳
琴浦町	(旧東伯町)上郷、古布庄 (旧赤碕町)以西		(旧東伯町)上郷、古布庄 (旧赤碕町)以西	(旧東伯町)三本杉、野井倉、大成、福永・野田、別宮・井滝、矢下、宮場、八反田、上法万 (旧赤碕町)上中村、山川、大父、尾張
南部町	(旧西伯町)上長田、東長田 (旧会見町)賀野		旧西伯町の区域	(旧西伯町)下中谷、入蔵、あご牛、赤谷、大河内・笹畑・大木屋、八金、東上 (旧会見町)朝金、野村
伯耆町	(旧溝口町)二部	旧溝口町の区域	旧溝口町の区域	(旧岸本町) (旧溝口町)日光
大山町	(旧大山町)大山	全域	全域	(旧大山町)一の谷・大谷・下横原、赤松、香取、種原、明間、大山、豊房、鉸戸、前 (旧名和町)新高田、上大山、神田、渡道、陣構 (旧中山町)羽田井、退休寺・高橋、二本松・大中尾
日南町	全域	全域	全域	阿毘縁、大宮、福栄、上萩山、日野上奥、石見
日野町	全域	全域	全域	奥渡、久住
江府町	日光、米沢、神奈川	全域	全域	御机・下蚊屋、吉原・大河原